

「農産物先物取引法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

農産物先物取引法

第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕農産物先物取引法(プララーチャバンヤット・ガーン スーカーイ・シンカー・カセート・ルアンナー)」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報告示日から一八〇日後に施行する。

[注/官報告示日は一九九九年一〇月一五日]

第三条

この法令において、

「取引所(タラード)」とは、タイ国農産物先物取引所を意味する。

「農産物(シンカー・カセート)」とは、取引所委員会が先物取引対象品として決めた農業生産物及び農業生産物の加工により得られた製品を意味する。

「先物取引(ガーン スーカーイ・ルアンナー)」とは、取引所委員会が規定した原則・方法・条件に基づき、合意した量及び価格に従い将来の期日において農産物を受け渡すための公開入札方式による農産物売買を意味する。

「先物取引約定(コートクロン・スーカーイ・ルアンナー)」とは、売り手または買い手が取引所に持ち込む農産物の買い注文または売り注文、及びその農産物の受け渡しの量、価格、機関に係る取引確認を意味する。

「先物取引事業(トゥラキット・ガーン スーカーイ・ルアンナー)」とは、以下を意味する。

- (一)先物取引業。
- (二)先物取引仲介業。
- (三)先物取引顧問業。
- (四)先物取引代理業。
- (五)先物取引ファンド運営業。
- (六)コーソーロー委員会が規定した農産物に係るその他の事業。

「先物取引業者(プーカー・ルアンナー)」とは、自己売買のための先物取引を事務局長から許可された者を意味する。

「先物取引仲介業者(ナイナー・スーカーイ・ルアンナー)」とは、顧客からの先物売買注文の差配、及び注文を受けることを事務局長から許可された者を意味する。

「先物取引顧問(ティーブルックサー・ガーン スーカーイ・ルアンナー)」とは、取引所での先物取引を意図する者に対し、先物取引に係る助言を与える事業を営むことを、事務局長から許可された者を意味する。

「先物取引代理業者(トアテン・スカーイ・ルアンナー)」とは、顧客からの先物売買注文の差配で先物取引仲介業者の代理人となることを、事務局長から許可された者を意味する。

「先物取引ファンド運業者(プーポリハーン・トゥラキット・ルアムトゥン・スカーイ・ルアンナー)」とは、先物取引ファンドの運営、管理を、事務局長から許可された者を意味する。

「先物取引ファンド事業(トゥラキット・ルアムトゥン・スカーイ・ルアンナー)」とは、以下を意味する。

(一)先物取引からの利益追及のための、五人以上の各個人、または一団体以上の各団体に対するプライベートファンドの運用。

(二)先物取引からの利益追及のための、個人または団体からの資金調達による農産物先物ファンドの運用。

「会員(サマーチック)」とは、取引所における先物取引で取引所委員会から許可を得た先物取引業者及び先物取引仲介業者を意味する。

「顧客(ルークカー)」とは、先物取引仲介業者または先物取引代理業者を通じ、取引所における先物取引を行う買い手、売り手を意味する。

「保証金(グン・プラカン)」とは、先物取引を担保するために差し入れる金銭及び財産を意味する。

「所長(プーチャッカーン)」とは、タイ国農産物先物取引所の所長を意味する。

「係官(パナックガーン・チャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「事務局(サムナックガーン)」とは、農産物先物取引監督委員会事務局を意味する。

「事務局長(レーカーティカーン)」とは、農産物先物取引監督委員会事務局長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

第四条

商業大臣をこの法令の主務大臣とする。主務大臣は省令を発令する権限、この法令に基づく執行のために係官を任命する権限を有する。

省令は官報に告示した時、施行することができる。

第一章

農産物先物取引監督

第一節

農産物先物取引監督委員会

第五条

商業大臣を委員長、大蔵省事務次官、農業・協同組合省事務次官、商業省事務次官、タイ国銀行総裁、農産物取引事業に係る経験を有する有識者の中から内閣が任命する五人の有識者委員、事務局長を委員兼書記とする農産物先物取引監督委員会、略称「コーソーロー委員会」と呼ぶ一委員会を設

置する。有識者委員は法律、商業、金融、農業についての経験を有する者がそれぞれ一人以上なければならない。

コーソーロー委員会の委員は取引所委員会または不服審査委員会の委員にはなれない。

第六条

内閣が任命する有識者委員は、政治職公務員、政治任命職者または政党の役員であってはならない。

第七条

コーソーロー委員会は、先物取引、先物取引関連事業の振興開発政策の策定及び監督と共に以下の権限を有する。

- (一)この法令に基づく規則、規約、布告、命令、規定を出す。
- (二)先物取引事業の申請・認可における原則・方法・条件を規定する。
- (三)先物取引事業の申請・認可のための手数料を規定する。
- (四)第七四条第二段落に基づく取引所からの事務局及び市場開発基金への助成金及び積立金を承認する。
- (五)取引所委員会が第七八条(一)(四)(五)(八)(九)(一〇)(一一)及び(一六)に基づき出す規則、規約、布告または命令の承認。
- (六)第一一六条に基づく事務局長の係争に対する審議及び判定における原則・方法を規定する。
- (七)第一二五条に基づく先物取引の禁止命令、または取引所委員会または所長への遂行・不遂行命令。
- (八)先物取引事業者または取引所に対する事実関係の申告、報告命令、及び先物取引に係る事実関係の調査命令。
- (九)小委員会の権限に係る規約制定。
- (一〇)事務局職員及び雇員の雇用、制度、労働関係、採用、任命、異動、規律、罰則に係る規約、命令、規定、月給及びその他の報酬、福利厚生、及び事務局長代行者への権限委任の規定を出す。
- (一一)コーソーロー委員会の権限を規定した法律に基づくその他の執行。

第八条

内閣が任命する有識者委員の任期は一期四年とする。

第一段落に基づく任期が終了した時、六〇日以内に新たな有識者委員を任命する。新たな有識者委員が任命されるまでの間は、任期切れに伴い離任した有識者委員が、新委員が任命され任務に就くまで、引き続きその任にとどまる。

任期切れにより離任した有識者委員は再任されることができ、連続して二期までとする。

第九条

コーソーロー委員会の最初の任命から二年が経過した時、内閣が任命した有識者のうちの三人が抽選により離任するが、その離任は任期終了に伴う離任とみなす。

第一〇条

任期終了に伴う離任のほか、内閣が任命した有識者委員は以下の時に離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 任務遂行における著しい能力欠如により内閣が解任した。
- (四) 破産者となった。
- (五) 無能力者または準無能力者となった。
- (六) 最終判決により禁固刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪を除く。
- (七) 第六条に基づく禁止状態にある。

内閣が任命した有識者委員が任期終了前に離任した場合、内閣は他の者を新たに有識者委員に任命する。新たに任命された委員の任期は離任した委員の残り任期と同じとする。

第一一条

コーソーロー委員会の会議は全委員の半分以上の委員の出席をもって成立する。

委員長が会議に出席できない、または議長の任務を果たすことができないときは、会議に出席した委員が一人の委員を議長に互選する。

議決は多数決をもってする。委員一人は一票を有し、票数が同数であれば議長が決定票を投じる。

第一二条

審議内容に利害関係を有する委員は、その議題の審議に参加することはできない。

第一三条

コーソーロー委員会は、委員会の任務遂行のために小委員会を設置し、コーソーロー委員会に報告させる権限を有する。

第一段落に基づく小委員会の会議には第一一条を準用する。

第一四条

コーソーロー委員会の委員長、委員、小委員会の委員は大臣の規定に従い報酬を受け取る。その報酬は事務局の経費とみなす。

第二節

農産物先物取引監督委員会事務局

第一五条

法人格としての農産物先物取引監督委員会事務局を設置する。

第一段落に基づく事務局の業務は労働保護法、特に補償金に係る部分、補償金法、労働関係法の適用下には置かれない。

事務局は予算法またはその他の法令に基づく政府機関、国营企業ではなく、事務局の収入は国家に納める必要がない。

第一六条

事務局はバンコクまたはコーソーロー委員会が決めたその他の県に本事務所を置く。

第一七条

事務局はコーソーロー委員会の決定に基づく執行のための権限を有する。その権限には以下のものも含まれる。

- (一) コーソーロー委員会及び小委員会の事務処理。
 - (二) 王国内外における寄付者のいる財産を含めた財産に係る権利所有、占有権所有、形成、購入、調達、売却、販売、賃貸、賃借、リース、リース供与、賃借、質受け、抵当引受、交換、移転、移転引受、またはその他の行為。
 - (三) 利益追及のための金銭の借入、貸付、投資。
 - (四) 事務局の業務におけるサービス料金の設定。
 - (五) コーソーロー委員会の規定に基づく手数料徴収。
 - (六) 事務局の権限を規定した法令、またはコーソーロー委員会の委任に基づくその他の執行。
- これらは事務局の業務遂行に益するためだけに限定する。

第一八条

内閣は大臣の提言により事務局長を任命する。

事務局長の任期は一期四年とし、再任することができる。

第一九条

事務局長は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) タイ国籍を有する。
- (二) 学士または学士相当の学歴を有する。
- (三) 先物取引事業に係る知識、能力を有し、フルタイムで勤務することができる。
- (四) 政治職公務員、政治任命職者、政党の役員、役職または定時給与のある公務員、政府または国营企業の関係機関の職員あるいは雇員でない。
- (五) 先物取引事業者に係る義務または利害のある地位にない。
- (六) 破産者でない。

(七)無能力者、準無能力者でない。

(八)最終判決で禁固刑を受けたことがない。ただし過失罪、軽犯罪を除く。

第二〇条

事務局長は任期終了に伴う離任のほか以下の時、離任する。

(一)死亡した。

(二)辞任した。

(三)この法令に規定された任務への背任、または任務上の著しい能力欠如から、コーソーロー委員会の提言に基づき内閣が解任を決定した。

(四)第一九条に基づく資格を欠いた、または禁止様態にある。

第二一条

離任から三年間、事務局長は先物取引事業許可取得者の株主、取締役、支配人、経営責任者、または金融顧問になることはできない。

第二二条

事務局長は先物取引事業の許可書発行及び管理、コーソーロー委員会の方針、決定に従った事務局の業務、事務局に係る部分での規約、規則、告示、命令、及び事務局の職員・雇員の指揮における権限、義務を有する。

事務局長は業務遂行においてコーソーロー委員会に対して責任を負わなければならない。

第二三条

外部者に係る事柄において事務局長は事務局の代表者となるが、コーソーロー委員会が制定した規約に基づき、ある事柄に対し代行者として事務局のある職員に委任することもできる。

第二四条

事務局は事務局の業務に適合した会計制度を有し、定期的な内部会計監査を用意する。

第二五条

事務局は貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎年会計期末日から一二〇日以内に会計監査人に送付する。

通常の会計期は毎年一月一日から一二月三十一日までとするが、初年度についてはこの法令の施行日からその年の一二月三十一日までとする。

会計検査院が事務局の会計監査人となり、監査報告書をコーソーロー委員会に提出する。

第二章

先物取引事業

第一節

先物取引業者・先物取引仲介業者・先物取引顧問・先物取引代理業者及びその他の事業者

第二六条

先物取引業者、先物取引仲介業者、先物取引顧問、先物取引代理業者及びコーソーロー委員会が規定したその他の事業者の事業を営む者は、事務局長から許可を取得しなければならない。

第一段落に基づく営業のための許可申請及び許可は、コーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従う。

許可書発行において事務局長は営業における条件を規定することもできる。

第二七条

第二六条に基づく営業許可書発行において、事務局長は以下の内容について許可申請者の証拠を審査する。

(一) 許可申請が先物取引業者である場合。

- (a) 許可申請者は先物取引事業を営むことを目的とする法人で、財務基盤が健全である。
- (b) 許可申請者の取締役は第三五条に基づく禁止様態がなく、財務基盤が健全である。
- (c) 許可申請者はコーソーロー委員会が保証した機関から先物取引に係る研修を受け、修了した従業員を、コーソーロー委員会が規定した人数擁する。

(二) 許可申請が先物取引仲介業者である場合。

- (a) 許可申請者は先物取引事業を営むことを目的とする法人であり、財務基盤が健全である。
- (b) 許可申請者の取締役は第三五条に基づく禁止様態がなく、財務基盤が健全である。
- (c) 許可申請者はコーソーロー委員会が保証した機関から先物取引に係る研修を受け、修了した従業員を、コーソーロー委員会が規定した人数擁する。

(三) 許可申請が先物取引顧問である場合。

- (a) 許可申請者は先物取引に係る経験を有し、農産物に係る学問、分析、研究面における知識、能力を有する。
- (b) 許可申請者が法人である場合、(a)に基づく資格及びコーソーロー委員会が規定した資格を有する人材を擁していなければならない。

(四) 許可申請が先物取引代理業者である場合。

- (a) 許可申請者は健全な財務基盤を有し、良好な経営状態にあり、第三五条に基づく禁止様態がない。
- (b) 許可申請者はコーソーロー委員会が保証した機関から先物取引に係る研修を受け、修了している。

第二八条

経済安定、公衆の利益保護のため必要がある場合、コーソーロー委員会は、第二六条及び第四四条に基づく営業許可取得者に対し、適当な条件を付加規定する権限を有する。

第一段落の付加規定の必要性がなくなった、または変更があった時、コーソーロー委員会はその規定した条件を改定または変更することができる。

第二九条

許可取得者が先物取引仲介業者であるとき、先物取引業者としても許可書を取得したものとみなす。

第三〇条

先物取引仲介業者となることにおいて、先物取引仲介業者は顧客に代わって先物取引をするために、文面をもって顧客と契約する。契約書にはコーソーロー委員会が規定したところに従い、契約当事者にとって公正をもたらすために契約の重要部分の詳細を記す。

第一段落に基づく先物取引仲介業者としての報酬は、コーソーロー委員会が規定したレートに従う。

第三一条

事務局長が規定した原則・方法・条件に基づき、事務局長への先物取引代理業者名の通知があった時、その先物取引代理業者は顧客からの先物売買注文を取り次ぐことができる。

会員の先物取引管理のために、事務局長は第一段落に基づく先物取引代理業者の名を取引所に通知する。

第三二条

第二六条に基づき営業許可書を取得した者は、コーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従い営業しなければならない。

第三三条

第二六条に基づき営業許可書を取得した者は支店を持つ、または本店、支店、事業所を移転させることができるが、事務局長からの許可を得なければならない。

許可申請及び許可はコーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従う。

第三四条

第二六条に基づき営業許可書を取得した者は、コーソーロー委員会が規定したところに従い財務ポジションを維持しなければならない。

第三五条

第二六条に基づく営業許可書取得者の取締役、支配人、経営責任者は以下の禁止様態にあってはならない。

- (一)破産者である。
- (二)最終判決で禁固刑を受けたことがある。ただし過失罪、軽犯罪を除く。
- (三)許可書を取り消された金融機関の取締役、支配人、経営責任者だったことがある。ただしコーソーロー委員会から除外を受けた場合はその限りではない。
- (四)この法令に基づき許可書を取り消された先物取引事業者の取締役、支配人、経営責任者だったことがある。
- (五)金融機関の取締役会長、取締役、支配人を罷免されたことがある。ただしコーソーロー委員会から除外を受けた場合はその限りではない。
- (六)第六〇条に基づき罷免されたことがある。
- (七)業務遂行における学問上の資格、経験がない、またはコーソーロー委員会が規定した資格のない人物である。
- (八)コーソーロー委員会が規定したその他の禁止様態にある。

第三六条

第二六条に基づき営業許可書を取得した者は、取締役、支配人、または許可を得た事業の経営責任者を任命することができるが、事務局長から承認を得なければならない。

第一段落に基づき任命された人物が後に第三五条に基づく禁止様態にあることが判明した場合、事務局長は承認を取り消す権限を有し、第二六条に基づき営業許可書を得た者は、事務局長が承認を取り消してから四五日以内に、承認を得るため代わりの人物の名を事務局長に提出する。

第二段落に基づき承認を取り消された取締役、支配人、経営責任者は、自身が承認を取り消された先物取引事業において直接的、間接的問わず、業務遂行または関与してはならず、代わりに任命された人物に対し便宜を供し、事実関係を伝えなければならない。

第三七条

第二六条に基づく営業許可取得者は、事実に従い業績及び財務状態を示すための会計を、政府機関が承認した専門機関により規定された会計基準、及びコーソーロー委員会が決定した増補規定に基づき実施する。

第三八条

第二六条に基づく営業許可取得者は、事務局長が規定した様式、方法、期間に従い決算を行う。

第一段落に基づく決算は会計監査人の監査を受け、監査所見が示されていなければならない。当該会計監査人はその営業許可取得者の取締役、従業員、被雇用者であってはならない。

第二段落に基づく会計監査人は会計監査人法に基づき免許を受け、コーソーロー委員会から承認された会計監査人でなければならない。

第三九条

第二六条に基づく営業許可取得者は決算を公衆が確認できるよう自事業所に公開し、事務局長が規定した期間内に事務局長に提出する。

第四〇条

第三八条に基づく会計監査人は、会計監査人法の規定及びコーソーロー委員会の増補規定に従い、決算に対する所見を表明するために会計規律を守り監査しなければならない。

第二六条に基づく営業許可取得者が事実と違う、または不十分な決算を構成する書類を作成した、または決算におけるデータを公開したことを発見した場合、会計監査人は所見を表明するため署名しなければならない監査報告書に、決算に与える重要な影響と共に当該事実関係または所見を明らかにする。

第一段落または第二段落に従わない会計監査人に対して、コーソーロー委員会はその承認を取り消す権限を有する。

第四一条

先物取引仲介業者または先物取引代理業者が顧客から受け取った金銭は、その先物取引仲介業者または先物取引代理業者の資産とは見なさない。

第四二条

先物取引仲介業者または先物取引代理業者は、先物取引のために顧客から受け取った金銭を商業銀行または他の金融機関に預金するとき、コーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従い、各顧客の口座を仲介業者または代理業者の口座とは分けて預金する。

第四三条

先物取引仲介業者は顧客の先物取引のためだけにその顧客口座から金銭を支払うことができる。あるいはその口座の名義人である顧客の注文に従い支払う。

第二節

先物取引ファンド事業

第四四条

先物取引ファンド事業運営者として事業を営む者は、事務局長から許可を得なければならない。コーソーロー委員会は許可を取得しなくてもよいファンド運営形態を規定することもできる。

第一段落に基づく営業のための許可申請及び許可はコーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従う。

許可書発行において、事務局長は先物取引ファンド事業を営むにあたっての条件を設定することもできる。

この節に基づく先物取引ファンドの設置及び運営は証券及び証券取引所法の規定下には置かれな

第四五条

第四四条に基づく許可書の発行において、事務局長は以下の内容について申請者を審査する。

- (一) 申請者が先物取引事業を営む目的を有する自然人または法人であり、健全な財務状況にある。
- (二) 自然人である申請者、申請者の取締役、支配人、経営責任者が第三五条に基づく禁止様態にない。
- (三) 申請者の過去の事業歴及び形態において、経営における能力欠如、または責任・周到さの欠如がなかった。
- (四) 先物取引における専門性及び熟練性。

第四六条

個人ファンド運営引き受けにおいて、先物取引ファンド事業運営者はコーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従う。

第四七条

先物取引ファンド事業運営者はその農産物先物取引ファンド設置申請が事務局長から許可された時、農産物先物取引ファンドを設置及び運営できる。このときコーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従う。

第四八条

第四七条に基づく農産物先物取引ファンドの設置申請にあたって、先物取引ファンド事業運営者は以下の証拠書類を提出しなければならない。

- (一) 事務局長が規定した項目に従った農産物先物取引ファンドの事業、計画、運営。
- (二) 投資家にとって公正な投資家と先物取引ファンド事業運営者間の付帯義務草案。
- (三) 農産物先物取引ファンドマネージャー専任契約草案。

第四九条

第四八条(二)に基づく投資家と先物取引ファンド事業運営者間の付帯義務には少なくとも以下の重要項目がなければならない。

- (一) 先物取引ファンド事業運営者の権限及び義務、責任性。
- (二) 農産物先物取引ファンドのファンドマネージャーの専任とその変更条件及び報酬。

(三) 農産物先物取引ファンドの運用における報酬及び報奨金のレートと支払い方法。

(四) 投資家の権利。

(五) 農産物先物取引ファンドの廃止。

第一段落に基づく付帯義務は先物取引ファンド事業運営者の責任性に制限があってはならず、ファンドマネージャーは投資家にとって公正な形態にある。

第二段落の内容と反する付帯義務または契約内容は無効とする。

第五〇条

農産物先物取引ファンドマネージャーは有資格者でなければならず、コーソーロー委員会が規定した権限を有する。

農産物先物取引ファンドマネージャーは、農産物先物取引ファンドに対し被害を及ぼす行為または不行為があった時、全投資家の利益のために、または事務局長の命令に従い裁判に訴える権利を有する。

農産物先物取引ファンドマネージャーがある行為をなし、またはある行為をなさなかったことにより、あるいは第一段落に従わず放置したために投資家に被害を及ぼした場合、投資家または事務局は全投資家の利益のために当該ファンドマネージャーに対して、刑事訴訟法典に基づき苦情を申し立てる、あるいは民事訴訟、刑事訴訟、またはその他訴訟として訴え出る権利を有する。

苦情申し立てがあり、検察官が刑事告訴した場合、検察官は被害者に代わって資産、価格、損害賠償金を要求する権限を有する。この場合、刑事訴訟法典の刑事訴訟に係る民事告訴の内容規定を準用する。

農産物先物取引ファンドの利益のためのこの条に基づく訴訟費用は、そのファンドの資産から拠出させることができる。

第五一条

農産物先物取引ファンド創設のために公衆または個人を勧誘することで投資を推奨または勧誘し、資本を集めることは、株式として新たに発行された証券の勧誘販売とし、及び証券・証券取引所法の会社の証券発行及び一般公募に係る部分の適用下にあるものとする。

第五二条

農産物先物取引ファンドの事業に基づき調達した資本は、そのファンドの資産に組み入れられ、当該ファンドを事務局長が規定した原則・方法に従い事務局長に登録する。

農産物先物取引ファンドは第一段落に基づき登録された時、法人としての資格を有する。

第五三条

農産物先物取引ファンドの運営において、先物取引ファンド運営業者は第四八条(一)に基づき事務局長に提出された農産物先物取引ファンドの運営プロジェクト及び計画に従い遂行する。

農産物先物取引ファンドの運営プロジェクト及び計画の改定増補は全資本の過半数の資本を出資した者の賛成によって実施し、その改定の決定から一五日以内に事務局長に届け出なければならない。

先物取引ファンド運営業者は、農産物先物取引ファンドの運営プロジェクト及び計画の改定または増補、あるいは農産物先物取引ファンドの運営方法の改定を、その決定から一五日以内に投資家全員に通知し、現地発行の日刊紙少なくとも一部に公告する。

第五四条

農産物先物取引ファンドの運営において、先物取引ファンド運営業者は以下の行為をしてはならない。

- (一) 農産物先物取引ファンドの資産を自己資産に組み込む。
- (二) 農産物先物取引ファンドの資産を使って農産物先物取引ファンドの目的を逸脱したその他の事業に投資する。ただしコーソーロー委員会から認められた場合はその限りではない。このとき、もし証券への投資であればコーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に従う。当該原則・方法・条件はコーソーロー委員会と証券・証券取引所法に基づく証券取引監視委員会との協議により規定する。
- (三) 農産物先物取引ファンド名で資金を借り入れる。または農産物先物取引ファンドの目的を逸脱して農産物先物取引ファンドの資産に対し拘束義務を生じさせる。ただしコーソーロー委員会から認められた場合はその限りではない。
- (四) 投資家に対し確実なレートでの利潤があることを保証する。または定められたレートで損失がないことを契約する。
- (五) コーソーロー委員会が規定したところに基づく、投資家の益得に反する様態にあるその他の行為。
- (六) コーソーロー委員会が規定したその他の事業。

第五五条

農産物先物取引ファンド運営において、先物取引ファンド運営業者は以下の責務を負う。

- (一) コーソーロー委員会が規定した原則・方法・期間に基づき、貸借対照表、損益計算書、資産項目変更を作成し、投資家及び事務局長に報告する。
- (二) 事務局長の規定に基づき、投資家及び事務局長に対し会計期末日から九〇日以内に年次報告書を作成する。
- (三) 農産物売買データを一日ごとの品種別に正しく作成、本店に整理保管し、投資家に対し閲覧を許可しなければならない。
- (四) 事務局長が規定した原則・方法に従い投資家を登録する。
- (五) コーソーロー委員会が規定したその他の業務。

第五六条

農産物先物取引ファンドの業績及び財務状態を示すための会計、財務諸表の作成、会計監査人の

所見表明は、第三三条、第三八条、第四〇条を準用する。

第三節

許可書の使用停止・取消及び先物取引事業の廃業

第五七条

第二六条に基づく営業許可書取得者が、以下の様態にあると局長が認めた場合、

(一)第二七条(一)(a)及び(c)、(二)(a)及び(c)、(三)(a)及び(b)で規定された原則に基づく事業を営むに当たっての資格に欠ける。

(二)第三二条が規定する原則に違反して事業を営んだ。

(三)コーソーロー委員会が第三四条に基づき規定した原則に従った財務ポジションを維持しなかった。

(四)第三七条に基づく会計作成、第三八条に基づく財務諸表作成に不備がある、または期限内に作成完了しなかった。

事務局長はその許可書取得者に対し、期限内での修正、または規定した原則に従った行動、あるいは適正な作成完了を命じる権限を有する。

第五八条

事務局長が、第二六条に基づく営業許可書取得者が公共の利益に損害を与えるような立場にある、またはそのような業務形態を有すると判断した場合、事務局長はその営業許可書取得者に対し、期限内にその立場、業務を是正する、あるいはその他の遂行を命じる権限を有する。このとき営業許可書取得者に対し、是正のための条件を定めることもできる。

第五九条

第五七条または第五八条に基づく事務局長の命令に従わない第二六条に基づく営業許可書取得者に対し、事務局長はその者の許可書を命令に従うまで使用停止するよう命じる権限を有する。

第六〇条

第五七条または第五八条に基づく事務局長の命令に従わない第二六条に基づく営業許可書取得者の取締役、支配人、経営責任者に対し、事務局長は営業許可書取得者に当該取締役、支配人、経営責任者を解任し、その解任から四五日以内に第三五条の禁止様態にない他の者を事務局長の承認下に任命するよう命じる権限を有する。

第一段落に基づく事務局長の命令は、民商法典または株式公開会社法に基づく株主総会での決定と見なす。

解任された人物は自らが解任されたところの先物取引事業に直接的・間接的に関与する、または業務を行うことはできず、新たに任命を受けた者に対し便宜を供し、事実関係を伝えなければならない。

第六一条

先物取引ファンド運業者が第四五条に規定された原則に基づく資格に欠く、または第五六条に基づく業績及び財務状態を示すための会計、財務諸表の作成に不備がある、あるいは期限内に作成完了しなかったと判断した場合、事務局長は期限内に是正する、または規定された原則に従うよう命じる権限を有する。

第一段落に基づく事務局長の命令に従わない先物取引ファンド運用業者に対し、事務局長は命令に従うまでその業者が所持する許可書の使用停止を命じる権限を有する。

第六二条

先物取引ファンド運用業者が先物取引事業に損害を与えるような行為をなした、または不行為があった、あるいは第五五条の規定に基づき責務を遂行しなかったと判断した場合、事務局長はその先物取引ファンド運用業者に対し、損害を生じさせるような行為または不行為、あるいは当該責務違反を是正するよう命じる権限を有する。

第一段落に基づく事務局長の命令に従わない先物取引ファンド運用業者に対し、事務局長はその業者の許可書の取り消し、または先物取引ファンド事業の廃業を命じる権限を有する。

第六三条

第二六条または第四四条に基づく営業許可書取得者で、コーソーロー委員会が第二八条に基づき増補した条件に従わなかった者に対し、事務局長はその営業許可書取得者がコーソーロー委員会が規定した条件に従うまで、その営業許可書取得者の許可書の使用停止を命じる権限を有する。

第六四条

第二六条に基づく営業許可書取得者で、第五八条に基づく事務局長の命令に従って是正しなかった、または是正できず、事務局長がその営業許可書取得者の立場または業務形態により公共の利益に甚大な損害をもたらすと判断した者に対し、事務局長はその営業許可書取得者の許可書を取り消すよう命じる権限を有する。

第六五条

先物取引事業者で、資産、租税に係る罪、あるいは詐欺罪において最終判決により有罪になった、またはかつて有罪になったことがある証拠が明らかな場合、事務局長はその事業者の許可書を取り消すよう命じる権限を有する。

第六六条

事務局長が許可書の使用停止を命じた場合、事務局長は許可書使用停止を受けた者に対し、使用停止命令を受けた時にまだ残っている先物取引事業に係る遂行条件を規定する権限を有する。

第六七条

事務局長が許可書の使用停止を命じた場合、許可書の使用停止を受けた者は第六九条第二段落に基づく原則・方法・条件に従う。

第六八条

この節に基づく許可書の使用停止または取消命令において、事務局長は先物取引事業者に文面をもって通知し、先物取引事業者の事務所の公開された場所に当該使用停止または取消通知文書を掲示する。

許可書の使用停止または取消命令が先物取引業者または先物取引仲介業者に対するものである場合、事務局長は取引所に事後手続きのために通知する。

第六九条

先物取引事業者で、許可を得た業種に基づく先物取引事業を廃業したい者は、事務局長に対し先物取引事業廃業許可を申請する。

公共の利益保護のため、あるいは顧客または投資家保護のため、コーソーロー委員会は廃業を申請した先物取引事業に対し、事務局が廃業を許可する前に完了しなければならない先物取引、価額支払い、農産物受け渡しにおける原則・方法・条件を規定する。

第七〇条

農産物先物取引ファンドは以下の事由により解散する。

(一) 農産物先物取引ファンドの約款に基づき、農産物先物取引ファンドの期限が完了した、または廃業事由のケースに至った。

(二) 農産物先物取引ファンドの約款に基づき、投資家会議で廃業を決議し、事務局長から承認を得た。

(三) 破産した。

(四) 事務局長が第六二条第二段落に基づき廃業を命じた。(一)または(三)に基づき廃業した農産物先物取引ファンドは廃業の事由があった日から一五日以内に事務局長に通知する。

第七一条

廃業した農産物先物取引ファンドはコーソーロー委員会が規定した原則・方法・条件に基づき清算する。清算が終了した時、農産物先物取引ファンドの法人格は消滅する。

第三章

農産物先物取引所

第一節 設立

第七二条

タイ国農産物先物取引所を設置する。取引所は法人格を有し、先物取引のセンターとしての、あるいはコーソーロー委員会の承認下に取引所の事業に利益となる、または関連するその他の事業遂行における責務を果たす取引所の営業目的を有する。

第一段落に基づく取引所の事業は、労働保護法の補償金支払についての部分、補償金法、労働関係法の適用下には置かれない。

取引所は予算法またはその他の法令に基づく政府機関または国営企業ではなく、取引所の収入は国庫に納めなくともよい。

第七三条

取引所は第七二条に基づく目的の範囲内における執行権限のほか以下の権限も有する。

(一) 動産・不動産の形成、様々な財産権所有、占有権所有、賃貸、賃借、リース、リース供与、賃貸権またはリース権の移転または移転引受、抵当差し入れ、抵当引受、売却またはその他の方法による販売。

(二) 先物取引システム及び方法の設定。

(三) 決済所事業の遂行及び取引所開発基金の運用。

(四) 先物取引または同様の事業に係るデータ面でのサービス業務遂行。

(五) 金銭の有利子・無利子の貸借及び利得目当ての投資。

(六) 取引所の目的を完遂するにあたっての一連のその他の行為。

第七四条

取引所が取引所の業務遂行により得た金銭及び資産は、取引所が、取引所の通常費用の支払い、事務局への補助金、取引所開発基金の積立金、取引所開発資金に当てる権限を有する。

事務局への補助金、取引所開発基金への積立金は、コーソーロー委員会が承認したところに従う。

第七五条

この法令に基づき設立された取引所を除き、何びとも取引所事業、または同様、同形態の事業を営んではならない。

第七六条

取引所を除き、何びとも「農産物先物取引所(タラード・シンカーカセート・ルアンナー)」の名称、または同様の意味を持つその他の字句を使用してはならない。

第二節

農産物先物取引所委員会

第七七条

略称を「取引所委員会(カナカマカーン・タラード)」と呼ぶ、コーソーロー委員会が任命する五人、会員が選出した五人を委員、所長を地位に基づく委員とする農産物先物取引所委員会を設置する。

コーソーロー委員会が第一段落に基づき任命した者は、法律、商業、金融、農業、先物取引に関する知識及び能力を有していなければならない。

取引所委員会は所長以外の委員一人を委員長に選出し、取引所職員一人を書記に任命する。取引所委員会の委員はコーソーロー委員会の委員、または不服審査委員会の委員であってはならない。

第七八条

取引所委員会は取引所の業務遂行を監督する権限及び責務、及びこの法令で規定されたところに基づく他の執行権限及び責務を有する。

第一段落に基づく取引所委員会の権限及び責務には、以下の件における規則、規約、告示、命令の制定も含む。

- (一) 売買する農産物の規定、変更、改定、廃止における原則。
- (二) 農産物売買、農産物引き渡しに係る原則・方法・条件。
- (三) 取引所で売買された農産物の引き渡し所としての倉庫保証に係る原則・方法・条件。
- (四) 保証金の差し入れ、または保管、保証金の帳簿上の仕分け、保証金レートに係る原則・方法・条件。
- (五) 会員の現金または証券の差し入れ、または保管に係る原則・方法・条件。
- (六) 毎日の先物取引における農産物の価格高下における上下限值。
- (七) 会員または顧客の品種別ごとの農産物売買量。
- (八) 臨時的に売買を禁止する農産物の種類に係る原則・方法・条件。
- (九) 取引所委員の選出に係る原則・方法・条件。
- (一〇) 取引所開発基金の積立金支払い及び運営に係る原則・方法。
- (一一) 取引所の会員資格、人数、権利・義務、罰則、会員会議、会員権譲渡及び剥奪に係る原則・方法・条件。
- (一二) 会員が取引所に納める会費、手数料、維持費、サービス料のレート。
- (一三) 先物取引のための業務時間及び休日。
- (一四) 会員の書類及び帳簿の立ち入り検査に係る原則・方法・条件。
- (一五) 取引所の職員及び雇員の採用、任命、罷免、規律、罰則の原則・方法。職位、月給、賃金及びその他報酬のレート、苦情申立、福利厚生、職務規定、所長代行者への権限付与。
- (一六) 取引所の目的に従った業務に必要なその他の遂行。

(一)(四)(五)(八)(九)(一〇)(一一)(一六)に基づく規則、規約、告示または命令の規定、改定、変更はコーソーロー委員会の承認を得てから実施することができる。

第七九条

会員が選出した取引所委員は以下の禁止様態にあってはならない。

- (一)破産者である。
- (二)無能力者または準無能力者である。
- (三)最終判決で拘禁刑を受けたことがある。ただし過失罪または軽犯罪を除く。
- (四)政治職公務員、政治任命職者、職位・定期月給のある公務員、政党役員、政府機関または国营企業の職員または雇員である。
- (五)この法令で規定された責務への背任、または職務に対する著しい能力欠如によりコーソーロー委員会が解任を決定したために離任した者である。

第八〇条

取引所委員の任命、任期、辞任及び離任、離任した委員に代わる委員の任命、会議、審議参加禁止は、第六条、第八条、第九条、第一〇条、第一一条、第一二条を準用する。

第八一条

取引所委員会は所長を任命し、所長の月給及びその他報酬を規定する。
所長の任期は一期四年とし、再任されることができる。

第八二条

所長は、

- (一)第七九条に基づく禁止様態にあってはならない。
- (二)先物取引事業にかかる知識・経験を有し、フルタイムで取引所のために勤務できなければならない。

第八三条

任期切れによる離任のほか、所長は以下の時に離任する。

- (一)死亡した。
 - (二)辞任した。
 - (三)取引所委員会が解任を決定した。
 - (四)第七九条に基づく禁止様態にある。
- (三)に基づく取引所委員会の解任決定は、所長を除いた全委員の四分の三以上の票数がなければならない。

第八四条

所長は取引所委員会の定めた規則、規約、告示、命令、決定に基づく取引所の事業経営責務を有し、取引所の職員及び雇員を監督する権限を有する。

事業経営にあたって所長は取引所委員会に対し責任を負わなければならない。

第八五条

外部者に係る事柄において所長は取引所の代表者とする。このとき所長は取引所の職員に代行者として委任することができるが、取引所委員会が規定した規則・規約に従わなければならない。

第八六条

所長職が空位になっている、または所長が職務を遂行できない時、取引所委員会は取引所委員または取引所職員を暫定的に代行者に任命することができる。このとき代行者は所長の取引所委員としての権限・責務を除き、所長と同じ権限・責務を有する。

第八七条

取引所委員会は、取引所委員会の権限・責務の執行のために小委員会を設置し、取引所委員会に執行の結果を報告させる権限を有する。

第一段落に基づく小委員会の会議には、第一一条を準用する。

第八八条

取引所委員会委員長、委員、小委員会委員はコーソーロー委員会が規定したところに基づき報酬を受け取る。その報酬は取引所の運営費用と見なす。

第三節

決済所

第八九条

取引所内に決済所を設置し、以下の責務を負わせる。

(一) 売買決済、先物取引額に沿った保証金の帳簿仕分け、農産物引き渡し、先物取引報告作成のセンター。

(二) 保証金、または会員が決済所に預けた現金または証券の保管、維持。

(三) 先物取引システムの財務上の健全性振興及び監督。

(四) 決済所の業務に必要なその他の執行。

第九〇条

決済所の業務遂行において、決済所は会員の売り手に対し買い手になる、または会員の買い手に

対し売り手になることによって、会員間の売買における責任者となる。

第九一条

売買決済における信頼性のために、会員はコーソーロー委員会の承認下取引所委員会が規定した原則・方法・条件・期間に基づき、決済所に現金または証券を預託する。

第九二条

ある会員が先物取引に損害を及ぼした場合、もし第一〇一条に基づき預託された保証金が損害賠償に不十分であるとき、取引所は第九一条に基づき預託された現金または証券をもってその損害を賠償する権限を有する。

第九三条

第九一条に基づき会員から預託された現金または証券が第九二条に基づき生じた損害を賠償するに足りない場合、取引所はコーソーロー委員会の承認下取引所委員会が規定した原則・方法に基づき、取引所開発基金からの資金をもって残った負担分に従い賠償する権限を有する。

第四節

取引所開発基金

第九四条

取引所の財務上の健全性を振興し、会員及び顧客の信頼性を創出し、先物取引を開発する目的を有する「取引所開発基金(ゴートゥン・パタナー・タラード)」と呼ぶ基金を取引所内に設置する。

第九五条

第九四条に基づく取引所開発基金は、以下により構成される。

- (一) 第七八条(一〇)に基づき、コーソーロー委員会の承認下取引所委員会が規定した原則・方法に従って取引所及び会員が積み立てた現金。
- (二) 寄付された現金または証券。
- (三) 基金の利子収入。
- (四) その他の収入。

第九六条

第九四条に基づく取引所開発基金からの出費は、コーソーロー委員会の承認下取引所委員会が規定した原則・方法・条件に従い、以下の場合に限る。

- (一) 会員が先物取引において損害をもたらし、第九一条に基づき預託した現金または証券が損害賠償に足りなかった場合の立替払い。

- (二)基金運営により生ずる出費。
- (三)債務返済及び法律に基づく訴訟があった際の出費。
- (四)先物取引開発のための研究における出費。

第九七条

第九四条に基づく取引所開発基金は商業銀行またはその他の金融機関に預金することで利子を得る、または取引所委員会が承認したところに従い投資することができる。

第九八条

取引所の事業振興に相当と判断した場合、商業省は取引所助成金を予算化することができる。

第四章

取引所運営

第一節

会員の先物取引と運営

第九九条

取引所における先物取引運営において、会員はコーソーロー委員会の承認下に取引所委員会が規定した原則・方法・条件に従う。

第一〇〇条

取引所で取引される農産物は取引所委員会が規定したところに従う。

第一段落に基づく農産物の規定は、少なくとも種類、品目、品質、量、及びその農産物の受け渡し場所、期間についての詳細がなければならない。

第一〇一条

取引所での農産物先物売買において、売買ごとにコーソーロー委員会の承認下に取引所委員会が規定したレート、方法をもって決済所に保証金を積まなければならない。

第一〇二条

一日の取引が終了した時、決済所は取引所委員会が規定した原則・方法に基づき取引を決済し、保証金勘定を改定する。

第一〇三条

先物取引は取引所の業務時間内においてのみできる。

第一〇四条

先物取引が取引所及び決済所の運営に損害を及ぼす状態にあると信じられる事由がある場合、取引所は以下の権限を有する。

- (一)ある品目の農産物に対し、取引所における取引を一時的に、適当な期間中禁止する。
- (二)ある会員に対し取引所における取引を一時的に、適当な期間中禁止する。
- (三)取引所委員会が第七八条(二)に基づき規定した原則・方法・条件に沿って販売する、または先物売買合意を取り消す。
- (四)会員に対し、ある件についての実行、または不実行を必要に応じ命じる。このとき会員が実行しなければならない期間、条件を規定する。

取引所委員会は当該権限を所長に委託し、執行者とすることもできる。

第一〇五条

コーソーロー委員会がある品目の農産物先物取引が国家経済、または公共の利益に損害を及ぼすと判断し、取引所委員会が第一〇四条に基づきまだ権限を行使していない場合、もし緊急の場合は速やかに実施し、コーソーロー委員会は一〇四条に基づく命令権限を有する。

第一〇六条

もし会員または会員の顧客が破産訴訟を起こされ、裁判所が管財を命じた、あるいは民事訴訟において判決により債務者となった場合、取引所委員会は以下の権限を有する。

- (一)裁判所が管財を命じた、あるいは民事訴訟において判決により債務者となった会員の顧客の先物売買合意及び保証金勘定を他の会員に譲渡し、引き続き運営させる。
- (二)会員または顧客の先物売買合意の販売または取り消しを命じる。

会員が取引所に積み込んだ保証金、金銭または証券、あるいは裁判所が管財を命じた、または民事訴訟において判決により債務者となった顧客の保証金は、破産訴訟において会員または顧客の債権者に弁済する財産とは見なさず、第一段落に基づく取引所委員会の命令を実行するまでは民事訴訟において差し押さえ、押収下には置かれる。このとき、取引所委員会は第一段落に基づき運営を引き受ける会員に対し、しかるべき費用を規定する権限を有する。

第一〇七条

先物取引システムで使用される設備により通常の前物取引ができないことで、あるいは取引所委員会が規定したその他の事由により支障が生じた場合、所長は一時的に全ての農産物売買を停止するよう命じる権限を有する。ただし所長は当該の件についての詳細を速やかにコーソーロー委員会及び取引所委員会に報告しなければならない。

第二節

会計作成・監査

第一〇八条

取引所委員会は業績及び事実と財務諸表に基づく財務状態を示すために、関連政府機関が承認した専門機関によって規定された会計基準に従い会計を作成し、取引所会員会議及びコーソーロー委員会に当該会計及び財務諸表を三か月ごとに、期末日から一か月以内の期限内に報告する。

コーソーロー委員会はしかるべき判断に従い第一段落に基づく会計及び財務諸表の作成における原則・方法・条件を規定する権限を有する。

第一段落に基づく会計及び財務諸表は六か月ごとに会計監査人の監査に付し、保証を受けなければならない。

第一〇九条

取引所会員会議において取引所委員会が推薦した人物の中から会計監査人を選任する。選任された会計監査人は取引所会員会議が規定したところに従い報酬を受け取る。

第一段落に基づく会計監査人は、会計監査人法に基づき認可を受けた会計監査人でなければならず、取引所委員会委員、取引所の所長、職員、雇員であってはならない。

第一一〇条

会計監査人は取引所の会計帳簿及び証拠書類を検査する権限を有し、取引所委員会委員、取引所の所長、職員、雇員から事情聴取することができる。

第一一一条

会員は第三七条及び第三八条に基づき作成した業績・財務状態を示す会計及び財務諸表の謄本を、取引所委員会が会員の先物取引管理に利用するため、取引所委員会に送付する。

会員の先物取引管理に供するため取引所委員会は、第一段落に基づき会員が送付した会計及び財務諸表の謄本にまだ検査すべきデータがあると判断した場合、会員に対し、補足の報告をする、または証拠書類を送付するよう要求する権限を有する。あるいは会員、または会員の取締役、支配人、経営責任者に対し定期的に、または時宜に従い報告、ないしは書類を提出し、その内容を説明するよう命じる権限を有する。このとき取引所委員会が規定した原則及び期限に従う。

第二段落に基づく報告及び書類において会員は遺漏がないようにしなければならず、事実と合致していなければならない。

第一一二条

取引所、または取引所委員会から委任された者は、公共の利益または利害を保護するために、取引所会員のデータを公衆に公開する権限を有する。このとき取引所委員会が規定した原則・方法・条件

に従う。

第一一三条

取引所は六か月ごとに公衆に対し、会計監査人が正しいと保証した業績及び財務状態を示す会計及び財務諸表を公開する。

第三節

紛争判定

第一一四条

会員同士または会員と顧客の間で先物取引による、あるいは先物取引に係る紛争が発生した場合、係争人は事務局長または調停機関による判定を求めため事務局長または取引所に申し立てることができる。

事務局長または調停機関の判定は最終的なものとする。

第一一五条

第一一四条に基づく申し立ては事務局長が規定した様式に従い、少なくとも以下の詳細がなければならない。

- (一) 係争人の名及び住所。
- (二) 紛争の争点。
- (三) 関係証拠書類。

第一一六条

事務局長の紛争審査及び判定はコーソーロー委員会が規定した原則・方法に従う。

第一一七条

係争人が調停機関による紛争判定を求めた場合は、取引所委員会が任命した一人の委員長と、係争当事者双方がそれぞれ任命した一人ずつからなる調停委員会を組織する。このとき取引所委員会に登録した調停人名簿から任命する。

第一段落に基づく調停委員会の紛争審査及び判定には調停法を準用する。

第五章

監督

第一一八条

先物取引事業者による以下の行為を禁止する。

- (一)取引所外での先物売買、あるいは取引所外での先物売買のための仲介または代行。
- (二)顧客からの売買注文なしに顧客のために農産物を売買すること。
- (三)先物取引事業者の営業所以外での顧客からの農産物売買の受注。ただしコーソーロー委員会が別様に規定した場合はその限りではない。
- (四)先物取引事業者の事業広告。ただしその広告が事務局長の規定した原則・方法・条件に従った場合を除く。

第一一九条

なに人であっても、取引所の実態に合致しない取引農産物価格の上昇、下落、固定、変動があると他者に思わせるような、直接的・間接的な先物取引、先物取引勧誘、または先物取引に係る行為を禁じる。

この条の規定に資するために、取引所委員会は取引所の実態に係る検討項目と見なされる原則を定める権限を有する。

第一二〇条

なに人であっても、自身がその先物取引において地位、職務によって先に知り得た、あるいはそうした職位の者から知り得たが、まだ公開されていない先物取引に係る事実関係に依拠して、他者より有利となる直接的・間接的な先物取引、先物取引勧誘、または先物取引に係る行為を禁じる。その行為が自身または他者のためになされ、あるいはそうした事実関係を他者の行為のために公開したとしても、自身がそれにより報酬を受けての行為であればこれを禁じる。

第一二一条

なに人であっても、他者に対しある種類の農産物先物取引が盛んであると誤解を与える、または取引所の実態と合致しないある種類の農産物価格の値動きをもたらすような行為をなすことを禁じる。

第一二二条

なに人であっても他者に対し、取引所の実態から乖離した農産物価格をもたらすような、または他者に先物取引を行わせるような、農産物またはある種類の農産物先物取引に係る虚偽の内容、あるいはある種類の農産物先物取引に係る重要部分における錯誤を生じさせるようなその他の内容を語る、または明かすことを禁じる。

第一段落に基づく行為は、それを語った、または明らかにした者が虚偽を示す、あるいは事実を隠蔽する意図がなかったとしても、しかるべき範囲または目下の状況に沿った注意がなされなかった、あるいはその内容の事実の検討が放置された上での行為であるとすれば、その内容を語った、または明らかにした者は第一段落に基づく違反をなした者とする。

第一二三条

なに人であっても他者に対し、農産物またはある種類の農産物先物取引に係る虚偽の、あるいは重要部分における錯誤を生じさせる保証または予測をし、他者をして先物取引を行わせることを禁じる。

第一段落に基づく行為は、その保証または予測をした者が虚偽を示す、あるいは事実を隠蔽する意図がなかったとしても、しかるべき範囲または目下の状況に沿った注意がなされなかった、あるいはその内容の事実の検討が放置された上での行為であるとすれば、その保証または予測をした者は第一段落に基づく違反をなした者とする。

第一二四条

なに人であっても、第三一条に基づき名前の通知があった者、または第三三条に基づき事務局長から許可を得た者を除き、先物取引の代理人、あるいは先物取引事業者の支店としての行為をしてはならない。

第一二五条

国家経済または公共の利益への損害を防止するため、コーソーロー委員会は以下の権限を有する。

- (一) しかるべき期間、一時的に取引所における先物取引を禁止する。
 - (二) しかるべき判断に基づき取引所委員会または所長にある行為または不行為を命じる。
- (一) に基づく執行においてコーソーロー委員会は文面をもって行い、それを取引所の公開された場所に掲示する。

第一二六条

会員が売買注文をある時点で出したとき、自身のための売買または顧客のためであるか、あるいはどの顧客のための売買注文であったかで、先物取引に係る問題がある場合、以下の優先順位に従う。

- (一) 先に売買注文を出した顧客が最優先される。
- (二) 会員の顧客のための売買が自己売買に優先される。

第六章

不服審査委員会

第一二七条

コーソーロー委員会が法律、商業、金融面で知識能力を有する者、または先物取引事業面で高い経験を有する者からそれぞれ一人以上任命した合計五人以上七人以下の有識者委員、国内通商局長を委員兼書記とする不服審査委員会を設置する。

不服審査委員会の委員はコーソーロー委員会の委員、または取引所委員会の委員を兼任することはできない。

第一二八条

不服審査委員会の委員の任命、任期、離任、離任した委員に代わる委員の任命、会議、審議参加禁止、報酬については、第六条、第八条、第一〇条、第一一条、第一二条、第一四条の規定を準用する。

第一二九条

先物取引事業者、会員、またはこの法令に基づく命令により影響を受ける者で、第三三条、第三六条、第五九条、第六一条第二段落、第六二条第二段落、第六三条、第六四条、第六五条に基づく事務局長の命令、及び第一〇四条(一)(二)(三)に基づく取引所委員会の決定または命令に不服の者は、事務局長の命令または取引所委員会の決定、命令を知った日から一五日以内に不服審査委員会に対し不服を申し立てることができる。このとき不服審査委員会が規定した原則・方法に従う。

第一段落に基づく不服申し立ては事務局長の命令または取引所委員会の決定、命令の遂行を猶予するものではない。ただし不服審査委員会の全委員の四分の三以上の賛成で別様の決定があった場合はその限りではない。

不服審査委員会の決定は最終的なものとする。

第七章

係官

第一三〇条

係官は任務遂行において以下の権限を有する。

(一)事業、資産、負債の検査または関係書類、証拠、データの収集のために、取引所または先物取引事業許可書取得者の事務所、あるいは先物取引事業許可書取得者のデータ集積、評価所に、日照時間内またはその業務時間内に立ち入る。

(二)この法令への違反行為があると思われる場所を捜査する。加えて検査または訴訟に資するために、この法令への違反行為に係る証拠、書類を押収する権限も有する。

(三)取引所及び先物取引事業許可書取得者の委員・取締役、職員・社員、雇員、会計監査人またはその他の関係者に対し、出頭証言する、先物取引事業者及び先の者の事業、資産、負債に係る書類、証拠を提出するよう命じる。

(一)及び(二)に基づき立ち入り、検査に着手したが、終了しなかった場合は夜間またはその業務時間外であっても検査を続けることもできる。

(一)(二)(三)に基づく係官の権限は検査される件と直接的に関係する者に対してのみ行使され、事務局長からの承認をまず得なければならない。また(三)に基づく場合、係官はその者の命令に基づく遂行を可能とするよう、しかるべき期間を設定しなければならない。

(一)に基づく任務遂行において係官は、脅迫的な、あるいは刑事訴訟法典に基づく形態での行為をしてはならず、三日以上前もってその立ち入り場所の所有者または監督者に文面をもって通知しなければならない。(二)に基づく場合、もし捜査令状の発行を待っていれば当該書類または証拠が移転、

隠匿、破壊、現状の変更が加えられる恐れがあると信じられるときは、捜査令状なしに捜査し、違反に係る書類または証拠を押収することができる。

第一三一条

係官の任務遂行において関係者はしかるべき便宜を供する。

第一三二条

任務遂行において係官は関係者に身分証明証を提示しなければならない。

係官の身分証明証は省令が規定した様式に従う。

第一三三条

この法令に基づく任務遂行において、事務局長及び係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第一三四条

公共の利益に損害を及ぼすような形態を有するこの法令への違反者が、自己資産を移転する、または売却すると信じられる証拠が明らかである場合、事務局はコーソーロー委員会の承認下にその者の資産、またはその者の資産と信じられる証拠のある資産の一八〇日以内の差し押さえを命じる権限を有する。この場合、その差し押さえ命令は裁判所が別様の命令を下すまで有効であり、一八〇日以内に告訴できない事由がある場合、裁判所は事務局の申し立てに基づき期間の延長を命じる権限を有するが、延長は一八〇日以内とする。

事務局が第一段落に基づき資産の差し押さえを命じた時、係官は当該資産の差し押さえ執行人となる。

第一段落に基づく資産差し押さえについては、省令が規定した原則・方法・条件に従うとともに民事訴訟法典を準用する。

第一段落に基づく違反者が王国外に逃亡すると信じられる事由がある場合、事務局が要請した時、刑事裁判所は一五日以内の範囲でその者に対し、別様の命令があるまで、一時的な出国禁止を命じる権限を有する。

第八章

罰則規定

第一三五条

第二六条に違反した者は、三年以下の懲役、及び三〇万バーツ以下の罰金と、違反期間中にわたって一日あたり一万バーツ以下の罰金に処する。

第一三六条

第三〇条、第三一条、第四二条、第四三条、第四六条、第五二条、第五三条、第五四条、第一〇四条(四)、第一一一一条、第一一八条に違反した、または従わない先物取引事業者は、三〇万パーツ以下の罰金と、違反期間中または正しい遂行をするまでの期間にわたって一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

第一段落に基づく違反が先物取引事業者の取締役、支配人、経営責任者の遂行義務であるところの行為または不行為の命令、あるいは無命令により生じたものである場合、その先物取引事業者の取締役、支配人、経営責任者は、一年以下の懲役、または一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三七条

第三二条、第三三条、第三六条、第三七条、第三八条、第五五条、第五六条に違反した、または従わない先物取引事業者は、三〇万パーツ以下の罰金と、違反期間中または正しい遂行をするまでの期間にわたって一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

第一三八条

第二一条に違反した者は、六か月以下の懲役、または五万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三九条

第五〇条に基づき遂行しなければならない義務である行為または不行為をなしたファンドマネージャーは、三〇万パーツ以下の罰金と、違反期間中または正しい遂行をするまでの期間にわたって一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

第一四〇条

第四四条、第七五条に違反した者は、五年以下の懲役、及び五〇万パーツ以下の罰金と違反期間中にわたって一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

第一四一条

第七六条に違反した者は、一年以下の懲役、及び一〇万パーツ以下の罰金と違反期間中にわたって一日あたり三〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一四二条

第一一九条または第一二〇条に違反した者は、六か月以上五年以下の懲役、及び当該違反行為により得た、または得ることのできた利得の二倍以下で、かつ五〇万パーツ以上の罰金に処する。

第一四三条

第一二一条、第一二二条第一段落、または第一二三条第一段落に違反した者は、三年以下の懲役、または三〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一四四条

第一二二条第二段または第一二三条第二段に違反した者は、一年以下の懲役、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一四五条

係官に対し、他者または公衆に損害を与えるような虚偽の証言、報告をした者は、六か月以内の懲役、及び五万バーツ以下の罰金に処する。

第一四六条

第一三〇条に基く任務遂行における係官の命令に抵抗した、または従わなかった者は、一年以下の懲役、及び一〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一四七条

第一三一条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、一か月以内の懲役、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一四八条

係官が第一三〇条または第一三四条に基く任務遂行において、差し押さえの証拠とするため、あるいはその物品の保全のために係官が押印した、または表示した印、サインを消した、損壊した、破壊した、使用不可能にした者は、三年以下の懲役、及び三〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一四九条

係官が押収、差し押さえ、保全した、あるいは第一三〇条に基づき証拠として提出を命じた資産または書類を損壊した、破壊した、隠匿した、持ち出し損壊した、湮滅した、使用不可能にした者は、その資産または書類が係官が自ら保全していた、あるいはその者または第三者に提出または保全を命じたものであっても、三年以下の懲役、及び三〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一五〇条

事実と異なる損益計算書その他の財務諸表を保証した、あるいは虚偽の報告をした先物取引事業者、会員、または取引所の会計監査人は、三か月以上三年以下の懲役、または三万バーツ以上三〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一五一条

先物取引事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者で、以下の行為をした、またはある者をして以下の行為をさせた者が、

(一)当該事業者の、あるいは当該事業者に関連する帳簿または保証金を破壊、損壊、変更、削除、偽造した。

(二)その事業者またはその事業者に関連する帳簿または書類に虚偽の内容を記載した、あるいは重要項目を記載しなかった。または、

(三)不完全、不正、不同時性、または事実と整合させずに会計帳簿を作成した。

当該事業者または株主、ある者を欺き、損害を与えるためになされた、またはその行為に承諾した者であるとき、六か月以上七年以下の懲役、及び五万パーツ以上七〇万パーツ以下の罰金に処する。

第一五二条

先物取引事業者の従業員、被雇用者または代行者が、本来顧客に通知すべき事実を隠し、虚偽の内容を顧客に示すことで欺き、顧客または第三者からの財産を詐取した、あるいは顧客または第三者に権利書を作成、引き出し、損壊させた者は、六か月以上七年以下の懲役、及び五万パーツ以上七〇万パーツ以下の罰金に処する。

第一五三条

先物取引事業者の資産、または先物取引事業者が共同所有者になっている資産の運営を委託されている当該事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者で、悪意をもってその事業者の資産に損害を与えた者は、六か月以上七年以下の懲役、及び五万パーツ以上七〇万パーツ以下の罰金に処する。

第一五四条

先物取引事業者の資産、または先物取引事業者が共同所有者になっている資産を管理している当該事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者で、悪意をもってその資産を横領した者は、六か月以上七年以下の懲役、及び五万パーツ以上七〇万パーツ以下の罰金に処する。

第一五五条

先物取引事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者で、当該事業者が運用義務のある資産、または管理している資産を持ち出し損害を与えた、損害を出した、湮滅した、無価値にした、使用不可能にした者は、もし他の者に損害を与えた場合、五年以下の懲役、及び五〇万パーツ以下の罰金に処する。

第一五六条

先物取引事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者で、自己または他者の法律に基づかない利益追求のためのその行為または不行為によって、その事業者に損害を与えた者は、六か月以

上七年以下の懲役、及び五万バーツ以上七〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一五七条

先物取引事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者、または会計監査人に、この法令の第一五〇条、第一五一条、第一五二条、第一五三条、第一五四条、第一五五条、第一五六条に規定する違反行為をなした者は、それが使役、命令、脅迫、雇用、またはその他の方法でなされたものであっても、その条に規定された罰則に処する。

第一五八条

先物取引事業者の取締役、支配人、事業運営権限を有する者、または会計監査人の、この法令の第一五〇条、第一五一条、第一五二条、第一五三条、第一五四条、第一五五条、第一五六条に規定する違反行為に援助または便宜を計った者は、その違反行為前または行為時であっても、その者がその援助または便宜を計ったことを知らずにいた場合を除き、その条に規定された罰則に処する。

第一五九条

この法令で規定された権限に基づく執行により先物取引事業者の通常の事業上秘密にされる事業を前もって知っていた者で、自己の利益のために利用した、または他者に公開し、顧客または先物取引事業者、取引所に損害を与えた者は、一年以下の懲役、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段落における内容は以下の場合の公開には適用しない。

- (一)義務に基づく公開。
- (二)捜査または訴訟に資するための公開。
- (三)この法令への違反に係る公開。
- (四)先物取引事業者の経営改善、または事業遂行に資するための公開。
- (五)この法令に基づく先物取引事業者の会計監査人への公開。
- (六)当局、取引所、またはコーソーロー委員会が規定したその他の機関への公開。
- (七)当該人から文書で承諾を受けた時の公開。

第一六〇条

この法令に基づく違反で、罰金刑のみ、または一年以下の懲役または罰金、あるいは一年以下の懲役及び罰金が規定されている場合、大臣が任命した科料審査委員会が科料を科す権限を有する。

第一段落に基づき大臣が任命した科料審査委員会は、刑事訴訟法典に基づく捜査官一人を含む三人から構成する。

科料審査委員会があるケースで科料を科し、容疑者が科料審査委員会が規定した期限内に科料を支払ったとき、その事件は終結する。

付則(経過規定)

第一六一条

商業省は国家予算、農民援助基金、貿易振興基金から助成金を受け、事務局を通じ支払い及び取引所設置に使用し、取引所開発基金助成金とする。

第一六二条

この法令が施行された日から二年以内は、事務局長の任免に第一九条(四)の規定内容を適用しない。

第一六三条

この法令が施行された日から二年以内は、取引所委員会はコーソーロー委員会が任命した一人の委員から構成され、当該期間は一人の委員をして支配人の職務を遂行させる。

第一六四条

この法令が施行された日に、取引所事業または同様の形態・様式をもって取引事業を営んでいた者は、この法令の施行日から六〇日以内にその事業を廃業する。その期間中はその者に対し第七五条の規定を適用しない。

第一六五条

この法令が施行された日に、「農産物先物取引所(タラード・シンカー・カセート・ルアンナー)」または同様の意味を有する名称を使用していた、または事業においてその名称を掲示していた者は、この法令の施行日から六〇日以内に当該名称の使用を廃止する。その期間中はその者に対し第七六条の規定を適用しない。